

第6日

令和6年6月18日（火）

午前10時零分開議

○議長（小島清人君） これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

日程に従い、一般質問を行います。

質問通告者及び順位は、タブレットに掲載のとおりであります。申し合わせにより、1人当たり質問時間は答弁時間を含めて60分以内となっております。御了承願います。

一般質問通告書をお開きください。

それでは、最初に、5番仲山寛議員の質問を許可します。仲山寛議員。

（5番仲山 寛君登壇）

○5番（仲山 寛君） 皆様、おはようございます。5番議員、仲山寛でございます。公私ともお忙しい中、傍聴にお越しの皆様、ありがとうございます。また、インターネットを御覧の皆様、ありがとうございます。今回の一般質問のトップバッターを務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

麦の刈り取りも終わり、田植えの時期に入ろうとしています。今年は未だ円安進行のままで、輸入価格は下がらず、それに伴う物価上昇は収まっていません。コストインフレによる生活の厳しさに直面したままであります。

また、梅雨に入り災害の多くなる時期に入っております。今回の一般質問は、3月質問と重なるところが多々ありますが、大変懸念されると思いますので、引き続きということで、お許しをいただき、再度お聞きしてまいりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

それでは、質問席にて質問を継続いたします。

（5番仲山 寛君降壇）

○議長（小島清人君） 5番仲山寛議員。

○5番（仲山 寛君） 地域防災強化及び対策についてお伺いをいたします。

3月議会でお話ししましたが、今年は、能登半島地震や北九州の大火災と続きました。これから梅雨に入ります。毎年発生している豪雨災害、台風災害、地震等、3月議会の継続になりますが、質問をさせていただきます。

今回は、地域の防災情報伝達について、平成29年7月九州北部豪雨災害ではどうだったかということを少し考えたいと思います。

まず、当時市役所も大変であったこと、また職員の皆さんの御苦勞を考えると、感謝と労いの言葉しかありません。本当に大変だったと思います。

その上で、当時、情報収集や伝達ツール等がお話しできましたら、お願いいたします。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） 平成29年7月九州北部豪雨に係ります災害対応の検証につきましては、令和元年6月に報告書として取りまとめをさせていただいております。

その中で、情報伝達に係る検証では、1点目といたしまして、豪雨の中で防災行政無線が聞こえにくかった。2点目に、屋外防災行政無線が停電に備え、蓄電池方式にしておいてよかった。3点目に、無線方式によるニーズの高まりがあった。4点目に、地域放送や屋外防災行政無線だけでなく、携帯電話による情報伝達方式も充実が必要、などの意見がございました。

災害後に行いました情報伝達に係る対応といたしましては、1つ目に、災害により有線放送の廃止を余儀なくされました高木コミュニティでは、一斉メールを導入いたしました。2点目に、杷木地域が一部有線でありましたが、完全に無線化にいたしましたところでございます。また3点目に、杷木地域放送について、戸別受信機に防災行政無線が流れる際には、自動的に音量が最大となるようにいたしました。

このようなことを、災害後迅速に対応を図ってきたところでございます。さらには、防災行政無線の戸別受信機への対応のほか、情報伝達手段の多重化を図るため、スマートフォンの活用や防災メール・まもるくんの推進を図ってきたところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） ありがとうございます。いろんな問題が当時あったと思いますが、3月議会の質問で、私は自主防災の要は、地域の発信力、行動力が重要であると述べましたが、私はその考えは変わっていません。

その時点で、執行部の回答は、災害時の本庁一括情報発信が基本であると回答をいただいたと思いますが、平成29年7月の災害時、当時の朝倉地域の状況について、少しお話をさせていただきたいと思います。

当時、比良松集落では、北側を流れる桂川が越流をしました。そして、集落内へ流れ込みました。当時、本来の避難場所は朝倉生涯学習センターであり、そこは地形が比良松より低いため、区長のとっさの判断で避難場所を高台にある公民館へ誘導し、死亡者や負傷者を出しませんでした。

山田地区のため池が崩壊し、死者や負傷者が出た時、ため池の状況、情報を現場から下流の住民に伝えていたらと考えると悔やまれてなりません。

また、昨年7月の大雨でも、上須川のため池があふれる寸前だったことから、集落内へ濁流の危険が迫っているとき、区長さんが走り回られました。

さらに、平成29年の7月の豪雨災害での杷木地域コミュニティからの避難誘導についても、皆さんも御存じのとおり、市が避難誘導する前であり、地域コミュニティからの行動により、死者や負傷者を出さずに済んだと考えられます。

このことから、身近な発信、判断が最も重要なことだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） 気象情報に基づきます行政からの避難情報と併せまして、近年の極地性の強い豪雨におきましては、共助として行われますコミュニティレベルでの避難の呼びかけは、どちらも大切なものであり、いずれも重要なことと考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5 番（仲山 寛君） 次に、災害時の身近な情報伝達ツールについてお伺いをいたします。

災害時の身近な情報伝達ツールは、どういうものがあると考えますか。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） 防災メール・まもるくんや緊急速報メール、Web 版のハザードマップ、防災行政無線のテレホンサービスのほか、防災行政無線の戸別受信機の貸与を行い、緊急情報を多くの手段で市民に届けることができるよう努めております。

また、スマートフォンや携帯電話を持たない高齢の方、あるいは高齢の方だけの世帯には、テレビのＬアラートなどのデータ放送を利用した防災情報の伝達に努めておるところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5 番（仲山 寛君） 今、言われました中に、スマホによる災害情報伝達ツールがあります。これは行政としては、どういうふうな位置で考えておられるか教えてください。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） 災害時に限りませんで、平常時におきましても、スマートフォンを活用した情報伝達は急速な進歩が見られますとともに、多くの自治体で活用されておりまして、有効な伝達ツールの 1 つであると考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5 番（仲山 寛君） 私が思うには、災害時、最も重要なことは、避難が困難な方は誰かということです。高齢者や病人、一人暮らしの方、地元の危険な地域等だと考えます。特に高齢者にスマホの操作は難しいし、なかなか操作しづらいのが現実です。そのことから考えて、地域の防災無線放送は最も有効な手段だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） 地域によっても異なるところですが、スマートフォンをお持ちでない高齢の方がいらっしゃる一方で、スマートフォンの保持率も向上しているという事実もございます。情報伝達技術の急速な進歩により、有効な手段の捉え方も今、過渡期にあるかというふうに認識しておるところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5 番（仲山 寛君） ありがとうございます。

次に、過疎地域のインフラ整備の側面からお尋ねをいたします。

人口減少や高齢化が進む地域への利便性向上や、人口移住、これは過疎地域への人口移住ということですが、何が有効な対策だと考えますか。お答えください。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） 今、日本全体で人口が減少しております。そういうふうな中、特に過疎地域におきます有効な対策につきましては、多くの自治体で悩みを抱えておりますが、過疎地域の持続発展が市全体の持続発展にもつながることに留意いたしまして、地域の特性や地理的条件、豊富な地域資源、創意工夫を凝らした生活基盤、産業基盤の整備等の施策が必要と考えているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5 番（仲山 寛君） 過疎地域では、人口の増加が必要不可欠な課題です。そのためにはインフラの整備だと考えます。そのために過疎債があると思いますが、このことについては間違いないでしょうか。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） 朝倉市過疎地域持続的発展計画がございます。この計画では、過疎地域につきまして、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別な措置を講ずることで、持続的発展を支援し、過疎地域の持続可能な地域社会の形成、そして地域資源を活用した地域活力の更なる向上を実現するための取組について定めております。

限られた財源の中で、過疎地域に必要な事業を実施するに当たりましては、有利な財源である過疎債を活用する、借金、地方債の1つというふうにご考えておるところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5 番（仲山 寛君） ありがとうございます。

人口増加に向けてのインフラ整備には、いろいろ考えられると思いますが、それはその地域の問題であり、課題であります。その課題は、地域の方々の御意見を聞いて、最も有効な対策を地域で提案していただくことが重要だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） 市が事業を行うに当たりましては、市民の皆さんの意見をお聞かせいただくことの大切さは認識しておるところでございます。過疎地域だから、過疎債があるからということで、特別に意見を伺って事業を実施するという考え方ではありません。必要な事業だから、過疎債を有利な財源として活用するという考えでおります。以上です。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） いろいろあろうかと思いますが、続けてまいります。

朝倉地域では、各地域の道路整備、特に災害復旧場所のガードレール等の安全対策は優先的に最終課題であります。それと同時に、災害時の身近な情報伝達ツールであるコミュニティからの地域無線放送であると考えております。このことは何回もお話をさせていただきましたが、災害対策と同時に過疎地域のインフラ整備としても、朝倉地域では最重要課題であります。

現在の有線使用料はJ Aの運営で、組合員利用の過疎地域としては、利用料は大変高額で、最も懸念されるのは利用者が減少しているということです。朝倉地域、約2,700戸のうち、1,000戸の未加入者がございます。このことから、過疎地域としては大きな課題です。過疎地域のインフラ整備としてのこの考えについて、どのように思われるか、御意見をください。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） 有線放送の利用額につきましては、運営方針に基づいて設定いただいているもので、利用者の減少と合わせ無線放送が必要なのか、ということにつきましては、様々な原因、要因、状況の分析が必要であるというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） 朝倉地域では、この無線放送が非常に重要であると、朝倉地域全体で考えておられます。

最後に、再度になりますが、地域防災対策についてお話をさせていただきます。

平成29年7月の豪雨災害でもそうでありました。災害での死傷者の多くは、高齢者の方や女性、子どもさんです。そんな中で、地域情報の共有、伝達が鍵を握ると確信をしています。

また、過疎地域においてのコミュニティは、朝倉地域が今最も重要課題として取り組んでいる向こう三軒両隣のネットワーク化です。このような地域コミュニティの促進や自主防災の強化、すなわち危険区域の情報伝達、高齢者等個別避難計画の促進だと考えます。それには、地域コミュニティからの情報発信であると考えます。再度お聞きします。このことについてどうお考えでありますか。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） これまでの朝倉地域の有線放送、その長い歴史を伺いますと、その放送の内容は多岐にわたっておりまして、単なる情報の伝達手段に留まらない、地域住民の方々の生活に密着しているというふうに感じておるところでございます。

情報の伝達技術の向上と手段の変化、高齢化率やスマートフォンの保有率など、社会情勢の変化も踏まえながら、情報通信手段、災害時の防災情報の伝達、避難情報の伝達等含め、安全安心な暮らしの担保と持続可能な地域づくりのための過疎地域における必要かつ

効果的な対策につきましては、地域の意見を伺いながら継続して検討してまいります。以上です。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5 番（仲山 寛君） ありがとうございます。過疎地域の対策の前向きな活動を今後も強く希望いたします。よろしくお願いいたします。

次に、これも 3 月議会で御質問をさせていただきました烏集院地区危険物倉庫についてお伺いします。

最初に申し上げますが、私は企業が誘致されることに反対しているわけではありません。むしろ、朝倉市には、企業がもっと誘致されなければと考えています。ただし、少しでも地域住民の不安が懸念されるのであれば、その懸念不安を排除しなければならないと考えています。そのことを御理解いただきたいと思います。

また、3 月議会では、烏集院地区のお話をいたしました。中町地区からも心配の声が出ています。あれから中町地区への説明は何かされたでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 5 月 2 日に、入地中町の区会長さんをはじめ、役員の方々と会合を持たせていただきまして、その時に市の持っている情報はお伝えし、その後、6 月 6 日には、電話ですけれども、進出企業の視察報告を区会長さんの方に行ったところでございます。また、6 月 11 日にも区会長さんと情報交換を行っております。

5 月 31 日に進出企業から聞いた内容の主なものといたしましては、現在のところ、フッ化水素酸を置く予定はなく、今後、フッ化水素酸を置く状況が生じたとしても、事前協議を行った上で住民の理解を得られない場合は、朝倉倉庫にはフッ化水素酸を置くことはしないということは、すでにお伝えしているところでございます。

なお、6 月 6 日に、電話で烏集院の区会長さんにも同じ報告を行っておるところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5 番（仲山 寛君） ありがとうございます。

次に、危険物マルチワークステーションの設備についてお伺いします。

説明等では、通常の倉庫 2 棟に加えて、タンクコンテナ 96 本収容可能な危険物野外貯蔵所と、120 本収容可能なインランドコンテナデポという場所があります。この 2 つの場所は、場所、機能その違いについて教えてください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 危険物屋外貯蔵所とは、消防法で危険物と指定されているものを、屋外の決められた区画で貯蔵保管する場所でございます。烏集院地区の危険物倉庫では、タンクコンテナで貯蔵保管すると聞いております。

また、インランドコンテナデポというものは、一般的に貿易貨物の内陸輸送ルートの接

続、集配地点に位置しまして、貨物の集配・保管等が行われる港湾、空港以外の内陸部、すなわちインランドにある物流基地であります。

国際海上コンテナは、通常輸入の場合は港へ中身の入ったコンテナを引き取りに行き、輸入者のもとへ届けて空になったコンテナを、また港、コンテナヤードの方へ戻しに行きます。輸出の場合は逆で、空のコンテナを港に取りに行きまして、輸出者のもとで中身を詰めてもらい、港へ持っていくことになります。港と輸出入者の間に物流基地でありますインランドコンテナデポを設置することで、物流の効率輸送を行うものでございます。

今回、進出する企業の危険物屋外貯蔵所は、タンクコンテナ96個を収容可能な面積約1,000平米であります。また、危険物屋外貯蔵所の危険物とは別に、インランドデポとして敷地内でコンテナの積み下ろし、通関手続き、保管輸送手段の切替えを行い、物流の効率化と2024年問題への対応を図るということを聞いております。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） 次に、毒劇物の取り扱いと管理についてお尋ねいたします。

3月議会では、適用法令について、消防法危険物と高压ガス、その他の法規制説明がありましたが、毒劇物の説明はありませんでした。一方、進出企業の説明を詳しく見ると、それに加えて、毒劇物の貯蔵を行うとあります。進出企業の説明どおり、毒劇物の貯蔵があるものと理解しますが、よろしいですか。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 現状では、化粧品関連の原材料及び製品しか決まっていないということであります。毒劇物を貯蔵する能力はあることから、今後、毒劇物の貯蔵の可能性はあると思われます。

ただ、近年の化学品は複合化、高度化が進みまして、その成分によっては適用法令が多岐にわたることから、保管品によっては消防法にも、毒物及び劇物取締法にも該当する場合がございます。これに備えて、毒物及び劇物取締法に基づき、毒劇物一般販売業の免許を取得し、法の遵守はもちろん、適正厳格な保管管理を行うということを聞いているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） 今の説明でいきますと、毒劇物の貯蔵があるということで理解してよろしいんですね。

次に、タンクコンテナによる薬品の野外貯蔵についてお聞きいたします。

先ほどから、野外貯蔵所とかコンテナデポとかいう言葉が出ましたが、タンクコンテナ1本で約20トンの薬品が収納できるとありますが、従って、危険物野外貯蔵所で約2,000トン、コンテナデポを合わせると、最大約4,000トンになります。最大貯蔵量は2,000トンであるか、それとも4,000トンかどうかでしょうか、分かれば教えてください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 危険物屋外貯蔵所は、消防法に基づき申請した面積約1,000平米で、設備完成後の検査で許可が出るものであります。理論上、最大貯蔵量はコンテナの保管数かけるの重量となるため、タンクコンテナ96個分となりまして、最大貯蔵量はタンクコンテナの重さを含む重量ベースですと、1,920トン、約2,000トンとなります。

危険物屋外貯蔵所では、消防法危険物第4類に該当します化学品が保管され、それ以外の化学品及び空のタンクコンテナ約120個を敷地内にインランドコンテナデポとして保管可能ということであります。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） よく理解できませんでしたが、それ以外の化学品を含めて内部にあるということであれば、最大4,000トンだと考えます。それで理解してよろしいですかね。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 大変、分かりにくい説明で申し訳ありません。先ほど説明しましたインランドコンテナデポというのは、基本、空の容器ですので、最大貯蔵量は2,000トンというふうになります。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） 次に、毒劇物取締法では、盗難や紛失に対して厳重な管理が要求されています。膨大な量の毒劇物の保管が可能な朝倉サイトで、部外者の侵入防止、休日夜間の管理、タンクコンテナの施錠管理など、どのような対策があるのかをお聞きいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 毒物及び劇物の保管方法につきましては、盗難防止のための施錠はもちろんですが、毒物及び劇物取締法を遵守しまして、適正な保管管理を行うというふうに聞いております。

部外者の敷地内への侵入防止対策としては、境界に高さ1.5メートル以上のフェンスを設置いたしまして、一定の間隔で遠隔モニタリングが可能な防犯カメラを設置いたしまして、また倉庫へのアクセスは、施錠はもちろんのこと、各種センサーにより制限されるということでございます。

また、夜間休日警備につきましては、市内の警備会社へ依頼済みということで、異常があれば15分以内、これは警備業法上は25分以内となっております。その15分以内に、この鳥集院へ警備員が到着するということであります。警備会社へ依頼しているため、セキュリティは鳥集院のほうが北九州より高くなるというふうに聞いているところでございます。

なお、タンクコンテナの施錠管理につきましては、取り出し口が外を向かないように置いて、各開口部には特殊な封を施すというふうに聞いております。以上です。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5 番（仲山 寛君） そもそも、化学工場というものでは、通常生産工場と薬品の貯蔵所が同一敷地内にあって、24時間体制の自衛消防隊を組織し、化学消防車や防護服などの機材を持って万一の事故に備えています。また、万が一、薬剤の知識のあるテロ犯罪者、愉快犯などが敷地内へ侵入し、薬剤を漏れいさせたら地域が壊滅するような重大事態となります。進出企業が持つ防災体制がどうなっているかをお聞きいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 当該倉庫につきましては、議員おっしゃいますような化学工場ではないということですので、コンテナの中身を直接取り扱うことはございません。その上で、事故時の対応については、対象コンテナへの空地への移動、杭等による転倒防止措置を取ると同時に、地元の消防署や警察などの関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応を取るということでございます。

万が一漏れいが発生した場合に備え、吸収剤や封じ込め剤、防護服などを含む緊急対応キットを常備し、全従業員が定期的に緊急対応訓練を受け、災害発生時には迅速かつ適切に対処できるよう準備するというふうに聞いておるところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5 番（仲山 寛君） 次に、敷地内に溜まった雨水を調整池に流れて管理されていると、3月議会でお聞きをしました。しかし、突発で起きる漏れい事故を考えると、池の出口の水門は常時閉まっていなければ用はなしません。

また、仮に閉められていても雨天の場合は、雨水とともに薬品はオーバーフローして調整池の用をなさないと考えられます。また、火災の場合の消火水の逃げ道も同じであると考えます。その管理方法についてお聞きいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） まずは、調整池について、改めまして確認いたしたいと思います。

調整池とは、集中豪雨等の大雨が降った際、開発で森林、田畑が失われることなどにより、地中の保水機能が低下したことで、河川に雨水が一気に流れ込むことで起きる洪水に備えるために、雨水を一時的に貯め、河川への雨水の流出を抑制する施設となります。そのため、大雨が降り続け調整池の容量を超えるとオーバーフローをいたしますが、敷地内に発生した雨水の敷地外への排水を一定量に調整するという目的は果たしております。

3月議会でも説明いたしましたが、水質汚濁防止法や浄化槽法などの規制適用を受ける企業におかれましては、漏れい事故防止のため、排水の定期的な水質検査の義務付けがありまして、毒物及び劇物につきましては、事業者は事業所外部へ流出を防ぐための必要な措置を講じなければならないこととなっております。

そのため、吸収材や封じ込め材、防護服などを含む緊急対応キットを常備し、全従業員

が定期的に緊急対応訓練を受け、事故発生時には迅速かつ適切に対処できるよう準備するというふうに聞いておるところです。以上です。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5 番（仲山 寛君） 次に、毒性ガスの大規模漏えい時の対応についてお伺いします。

3 月議会で、韓国で起きた重大事故の様子を説明をいたしました。簡単に繰り返すと、半導体製造薬剤として使われるフッ化水素酸が漏えい、蒸発し、空気より重いガスとなり、地域に拡散して大惨事となった事例です。

そこで質問ですが、広報あさくら 2 月号に半導体製造薬品を貯蔵するとありますが、鳥集院のサイトに、フッ化水素酸をはじめ、空気より重たいガス状の毒劇物が貯蔵される可能性があるのですか。お答えください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 冒頭に申し上げました、北九州の倉庫のほうへ視察に参りましたときの内容でございますが、今回進出する企業の危険物倉庫には、現在のところ要請がないので、フッ化水素酸を置く予定はなく、今後、フッ化水素酸を置く状況が生じたときでも、住民の理解を得られない場合は、朝倉倉庫にはフッ化水素酸を置くことはしないというふうに聞いております。

また、フッ化水素酸以外に空気よりも重たいガス状の毒劇物を保管する可能性はないというふうに聞いております。以上です。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5 番（仲山 寛君） 今のお話では、計画はないということによろしいですか。ただし、書面での誓約書がありますか。お答えください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） この、議員がおっしゃいます誓約書の話ですけども、文書での取り交わしは、今しておりません。あくまでも口頭での回答となっております。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5 番（仲山 寛君） 今のお話で、鳥集院地区、中町地区及びお隣の三奈木地区は、少しは安心されると思いますが、誓約書がないということなので、続けて質問をさせていただきます。

フッ化水素酸などのように、空気より重いガス状の危険薬品が敷地外へ漏れ出さないようにするのは大変難しいと考えます。進出企業がどのような手段を講じているのか、説明をお願いいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 消防法に基づきまして、他の製品を置くスペース境には防護フェンスを設置されてありまして、そのフェンスでまずは受け止めている間にガス漏れい箇所等を明確にし、バブルを閉止するというところでございます。

なお、朝倉倉庫では、先ほど申し上げましたように、空気よりも重たいガス状の毒劇物を保管する可能性はないというふうに聞いております。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） 万一、毒性ガスの大規模漏えいが発生した場合、徒歩での避難は困難であります。緊急事態を誰がどう把握するのか、それを住民にどうやって知らせるのか、老人、障がい者、学校、養護施設などへの連絡と避難誘導はどうか、説明をお願いいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 心配されています状況につきましては、フッ化水素酸のことだと思われませんが、こちらについては、先ほど申し上げましたように、置かないというふうに聞いておりますが、今後にも必要に応じて、関係機関等と情報共有をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） 続けていきます。ガス状の毒物の場合、風向き、風速など、気象条件の常時把握が必要であります。それをどうやって行い、どうやって住民に知らせるのか、続けてお伺いします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 繰り返して恐縮でございますが、先ほど申し上げましたフッ化水素酸につきましては置かないとは聞いておりますが、この件については確認をしておりますので、今後、確認をしていきたいというふうに考えます。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） 毒性ガスの漏えい時、警察、消防、消防団、行政職員、地域役員の出動は危険が大変伴います。それを誰がどうやって判断するのかをお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 繰り返して申し訳ないのですが、心配されている状況についてはフッ化水素酸のことだと思われします。このフッ化水素酸につきましては置かないと聞いておりますが、今後にも必要に応じて関係機関等と協議をさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） 毒性薬品の大量貯蔵については、警察、消防、消防団、民生委員、学校、福祉、医療関係者、農業組織、自衛隊などとの情報共有が必要であります。それはされていますか。

また、患者の手当、救命処置を行う地域の医療機関は、危険薬剤の情報や治療方法は承知しているのでしょうか。お答えください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 近年の化学品につきましては、複合化、高度化が進みまして、その成分によっては適用法令が多岐にわたることから、保管品によっては、消防法にも、毒物及び劇物取締法にも該当する場合がございます。これに備えて、毒物及び劇物取締法に基づき、毒劇物一般販売業の免許を取得しているというふうに進出企業は言っております。

議員がおっしゃいますような事態につきましては、その通りでございますので、先ほどから申し上げております、心配してあります毒性薬品の貯蔵はないとは聞いているところでございますが、これも必要に応じて状況を確認するとともに、情報共有を行っていききたいというふうに思います。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） よろしく願いをします。

昭和45年に、千葉県で起きた事故であります、フッ化水素酸を積んだタンクローリーが鉄道のガードに衝突、バルブが壊れて、積み荷が流出し、出動した消防士、地域住民など60人以上が負傷をした事例があります。

国道やバイパスでの事故に際しては、地域住民に被害を及ぼさないように、どのような準備がされているか、再度お聞きいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 進出企業につきましては、これまで市とのやり取りの中で、当然ではありますが、法令遵守意識が強いというふうな印象を持ったところでございます。心配されているフッ化水素酸は置かないということは聞いておりますが、輸送についても、例えば速度制限の遵守、過積載の禁止などの法令遵守がなされるものと思われます。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） 必要な化学防護服の整備、薬品ごとに異なる中和剤の備蓄、その散布方法など、どのように準備されているか、施設の完成は9月です。目前に迫っています。その準備状況をお聞きいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 現在のところ、冒頭にも申し上げましたように、フッ化水素酸等のガス類は置かないというようには聞いておりますが、これも法令遵守により準備されているものと思われます。今後、確認していききたいと思います。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） フッ化水素酸の致死量というのは、僅か1.5グラムで死に至らしめるという非常に猛毒があります。1.5グラムです。もし仮に、危険物野外貯蔵所に96コンテナ貯蔵されたとすると、計算しますと12億8,000万人の致死量に相当します。

誠に申し訳ありませんが、行政担当者の方は、この膨大な毒物が烏集院地区に貯蔵され、

その運搬車両が市内の主要道路を往来することになるという恐れがあることを肝に銘じて、安全確保に努めてほしいと切に要望をいたします。

次に、劇毒物の河川流出の影響についてお伺いします。

液状、ガス状にかかわらず漏れ出た薬品は、地下浸透や河川流出の可能性があります。朝倉地域では、飲料水は全て地下水に頼っています。一旦川に流れた薬品は、井戸を通して地域住民の口に入ることになると考えます。もし、新立川や荷原川に流出したら止める術はありません。そのような場合の対策は準備しておられるのか。

またさらに、河川流出は地域に致命的なダメージを与えるだけでなく、筑後川下流域や福岡都市圏の水道水、佐賀平野を含む広大な農業取水、有明海の漁業まで影響が及ぶことになります。このことを、県や河川管理事務所、筑後川下流自治体、福岡都市圏自治体と情報共有がされているか、その状況を説明をお願いします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 今回、新設の倉庫につきましては、消防法に基づき汚染水等の処理槽が工場の敷地内に設置されます。万が一の場合には、そこで処理されて敷地外には流出しないというふうに聞いておるところです。

この朝倉北部烏集院工業団地内の立地企業共通のものではありますが、団地区域内の企業に何らかの事故が発生し、汚染水が敷地内に漏れた場合、各企業の敷地内の雨水を含む排水は、同団地内の調整池に流入し、それから下流域の河川に放流するような形となっております。万が一、汚染水等の流出があった場合は、調整池の排水口の閉門を行い、汚染水の処理を行うことになります。

今回の進出企業では、万が一、汚染水等の流出があった場合は、24時間365日汚染水の中和を専門に対応できる企業と契約をしており、迅速に対応するというふうに聞いております。

3月議会でも説明いたしましたが、水質汚濁防止法や浄化槽法などの規制適用を受ける企業は、排水の定期的な水質検査が義務付けられておるところでございます。

また、市では、工業団地造成時から、水質汚濁防止法に準じる水質検査を独自で実施しておるところでございます。この検査については、調整池に関しては年に2回、下流域の民家の皆さんに関しましては、地下水検査を輪番で毎年2件実施しておるところでありまして、今後とも水質検査は継続していくところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） 河川に流出した場合の県や河川事務所、下流域自治体との情報共有について御説明いたします。

水質事故が発生した場合の関係機関との情報共有につきましては、水質事故連絡網によりまして、筑後川河川事務所、県土整備事務所、保健福祉環境事務所、水資源機構ダム管理所など、情報を共有しております。

また、市役所内部といたしましては、建設課、上下水道課、農林課、農業振興課、水のまちづくり課というふうに、水に関係します河川関係、そういった部署との情報を共有いたしまして、被害拡大を防ぐための取組を行っているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5 番（仲山 寛君） 大変な問題にならないよう、よろしくお願いをいたします。

次に、農地法の認可基準について伺いをいたします。

農地法第4条第6項には、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れがあると認められる場合には、農地転用は認められないとあります。これを受けて、県の審査基準には、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れがあると認められる場合とは、土砂の流出または崩壊のほか、ガス、粉塵、鉍煙の発生、湧き水、捨て石、取水・排水等により、周辺農地の営農状況への支障が生ずる恐れがあると認められる場合となっています。この中で、ガスの取扱いについての許可基準は、どうなっていますか。お答えください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 農地法第4条第6項第4号に係る県の審査基準につきましては、議員おっしゃいますように周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れがあると認められる場合として、土砂の流出等の場合と規定されているところでございます。

趣旨は、農地の転用によって、周辺農地の営農条件に支障が生じることがないようにするためのものです。県が許可権者であり、県の審査基準でありますので、県のほうに確認したところ、農地転用許可の審査におけるガスの取扱いとしましては、設置される施設等がガスを発生させる施設である場合に、当該ガスによって周辺の営農条件に支障を生じさせる恐れがないかを審査するものであるということでした。なお、危険物倉庫のように当該施設内において、ガスを貯蔵する場合などについては、直接農地法上の審査対象になるものではないとの回答でございました。以上です。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5 番（仲山 寛君） 危険物倉庫としての認定があるものは、対象外ということですね。それでは、例えば三、四年後に危険を及ぼす薬品等を倉庫に搬入された場合、許可取消しができますか。お答えください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） これも、同じく県のほうに確認させていただきました。農地の転用が、許可を受けた計画通りに完了すれば、その後は農地法の規制が及ばないところでありますので、許可の取消しを行うことはできないとのことでした。危険物の貯蔵につきましては、関係法令に基づき、事業者の責任において行われるべきものであるというふうに考えるというふうな回答でありました。以上です。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5 番（仲山 寛君） 今のお話では、一旦許可が下りたら農地法からは外れて、責任は

ないというような意見だと思います。それでよろしいですかね。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 県の方がおっしゃっているのは、農地法の適用範囲ではないということで、他法令で遵守すべきであるというような意味合いであります。以上です。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5 番（仲山 寛君） はい、分かりました。

次に、地震リスクについてお伺いをいたします。

朝倉市の耐震促進計画に記載された地図によりますと、鳥集院サイトには、近い将来大きな被害が予想される警固断層南東部地震において、家屋全壊率の最も高いレッドゾーンにあると、朝倉市の耐震促進計画書に記載されています。

地震による大量漏えいを予防するために、どのような対策がなされているのか、お聞きいたします。

私が思うに大規模地震の場合、被害を完全にゼロにすることは困難であります。ISO コンテナの受け入れは、段ボール箱や紙袋などのドライ貨物に限定し、消防法危険物や高圧ガス、毒劇物などの液物やガス物の積載したタンクコンテナの持ち込みは禁止をさせていただくべきじゃないかなと思いますが、御意見をください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） まずは、地震による大量漏えいを予防するために、どのような対策がなされているのかのほうをお答えいたします。

事故発生時の対応に備えまして、地震リスクにつきましては、まず消防法に該当する貨物が入ったコンテナにつきましては2段、高圧ガスにおいては1段までしか積めないように規制されておるところでございます。

タンクコンテナは、国際海事機関IMOというのがありますが、そちらの規格に準拠して作られておりまして、落下衝撃の基準をクリアしておるため、2段積みの上のコンテナが地面に落ちて壊れないことが大前提となっているところでございます。

また、コンテナの持ち込みの禁止につきましては、こちらのほうからどうということは、今のところ考えておりませんが、要望はしていきたいと思います。以上です。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5 番（仲山 寛君） よろしく願いいたします。

次に、行政としての情報収集状況についてお伺いいたします。

行政として、情報収集に努めてあると思いますが、進出企業が北九州に持つ同様の施設の視察は行いましたか。その結果は、どうであったかお尋ねをいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 冒頭に申し上げました5月31日に、視察を行いまして、

主な5つの内容について、その内容をお伝えしたいと思います。

まず、1つ目、朝倉でフッ化水素酸を取り扱うことがあるか、または、朝倉倉庫で取り扱わないことが可能かというふうな問いに対しまして、企業からは現在のところ要請がないので、フッ化水素酸を置く予定はない。今後、置く状況が生じたときでも、事前に説明し、住民の理解が得られなければ無理に押し通すことはしないとのことでした。

次に2つ目、朝倉でフッ化水素酸を取り扱うことになる場合、事前協議ができないかとの問いに対しまして、事前協議は行いますとのことでした。

続いて3つ目、朝倉に持ち込むものは確定しているのかとの問いに対しまして、屋外貯蔵所は化粧品関連商品で99%埋まるということです。屋内倉庫を含めても、全体で70から80%は化粧品関連商品となると。化粧品関連商品の原料であります引火性の液体とか、酒類等のアルコール類等を屋外で貯蔵所に置きまして、出荷商品につきまして屋内貯蔵所に置くということでございました。

続きまして4つ目、熊本の半導体工場関連の商品を取り扱う予定があるのかとの問いに対しまして、現在のところ、その関連は1件もやっていない、オファーもないということで、関連企業へ自社を積極的に売り込むこともないということでもございました。

そして、最後に5つ目、朝倉の完成後、周辺住民の立ち入り見学、現場説明が可能であるかとの問いに対しまして、朝倉で末永く事業を行っていきたい、そのためにも要請があれば説明も当然いたしますよと、また要請があれば見学もしていただいて構わないということでありました。

そして、最後に朝倉の地元から愛される企業となれるよう、地元のイベント等には積極的に参加していきたい。また、地元企業とも親交を深めたいというふうに考えているということでありました。以上でございます。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） ちょっと時間が足りなくなりましたが、いろいろ情報を集めていただきましてありがとうございます。

もっと言わせていただくなら、北九州市の防災当局とか、もっと製造から製品を運送までしている企業等に意見を聞いていただけたらいいと思っております。

続けていきます。半導体用の危険薬品の取扱いについてお伺いをいたします。

3月議会では、40年の取扱い実績がある、大丈夫であると説明をいただきました。この北九州の倉庫は、自動車用の倉庫というような内容で書かれております。この取扱いが難しい半導体用化学薬品の実績が見えないような分析となっておりますが、行政の御意見をお聞きいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 進出企業のほうに聞いたところ、まずは、屋外貯蔵所と危険物屋外貯蔵所は同義で使用しているということでもございます。

朝倉と北九州の倉庫を比較すると、機能面では温度管理ができるような施設であります定温倉庫というのがありますけれども、そちらのほうで北九州の方が優れますが、安全面につきましては感知センサーの機能向上や、防犯対策面については朝倉のほうが勝るということでした。

繰り返しにはなりますが、朝倉においてフッ化水素酸を取り扱う予定は、先ほど申し上げましたように現在なく、将来取り扱うこととなった場合にも事前協議を行うとともに地域住民の皆様の理解が得られない場合は、無理に押し通すことはないということでした。以上です。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5 番（仲山 寛君） ちょっと時間が足りなくなりましたが、最後に風評被害について、もう意見を聞くことができませんので、私の考えを述べたいと思います。

風評被害というのは、いろんなものが重なって、SNSやそういうものに伝わっていきます。これは地域だけじゃなく、朝倉市全体でいろんな農業や観光や移住・定住、そういうものに阻害をされると思っておりますので、よろしくお願いします。

また、誓約書がないということですので、誓約書をいただいて、安心をさせていただきたいと思います。本当に時間が足りなくなりました。

○議長（小島清人君） 5 番仲山寛議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。午前11時15分に再開いたします。

午前11時 1 分休憩